

## 8月29日現在のまとめ

わかっていることは任意から強制に変えるにあたり何の調査も協議も議事録も事故事例の調査も無しです。根拠としている法令は今回改正ありません。業務規程に関する法律が変わりました。業務規程【例】ではありません。

ここからが最大の問題です。何度やり取りしても業務規程【例】を作った責任者を教えて頂けません。誰が作ったのかもわからない根拠のない法的に拘束力がないと思われるものに従えと言っています。省令のどこにも「船長の釣りを禁止する」という文言はありません。

### ○5月水産課と2回のやりとり

別表6の「自ら釣りしません」の文言は削除・変更できない。業務改善命令から営業の取り消しが出来ると言ってきました。

### ○5月6月水産庁との3回やりとり

①・水産庁からの回答、5月31全文「事故の主な要因は営業中の見張り不十分だとされています。このような状況の中、船長や遊漁船業務主任者（以下、業務主任者）が利用客を案内中に自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態が見聞されます。従来、船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実に行うこと（改正遊漁船業法第12条及び第13条）を遵守する必要があることから、今般の法改正にあわせ、業務規程例に船長及び業務主任者が釣りをしない旨を明記したところです。遊漁船業で漁場に利用者を案内している間は、利用者の安全確保に万全を期していただくようお願いいたします。」

根拠は見張り不十分・見聞きとしています。見張り不十分で船長の釣りが原因の重大事故になった事例は示していません。この法令にもどこにも「船長」「釣り」という文言ありません。

### ②・6月3日の質問に返答は19日、この間16日間。

6月19日の回答に「指導のために釣りは可能」と言っているのに書き換え削除は出来ないと言っています。嘘を書かれます。肝心な質問にはほとんど回答ありません。

### ③・6月23日水産庁に再々質問、未だに回答無し。2か月以上たちます。

6月19日の回答の無回答部分の再質問・追加質問・矛盾点・意見を送りました。水産課・水産庁に催促しましたが動きなしです。広島県知事宛てに出した文書は止めているようです。7月23日レポートと8月20日の感想文は法律の専門家の見解です。そちらにも無回答です。

### ○8月23日水産課よりお客様の質問の回答を何故か私のところに送ってきました。

最後の部分「見解の相違が解消せず、修正に応じていただけない場合には、この業務規程の届出を受理する検討の余地はあると考えます。」とあります。理解に少し時間がかかりました。受理すれば任意を認めたことになります。

これ以降の動きはありません。詳しく知りたい方は経緯全文を読んでください。